

大石田町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和6年4月

大石田町

■目次

1. はじめに	P1
2. 背景	P2
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
3. 基本的事項	P4
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
4. 温室効果ガスの排出状況	P6
(1) 温室効果ガス総排出量	
(2) 温室効果ガス総排出量の算定方法	
(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	
5. 温室効果ガスの排出削減目標	P8
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
6. 目標達成に向けた取組	P9
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	P11
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. はじめに

このたび、2030 年度までの大石田町の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「大石田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、大石田町においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指しています。また、山形県においても、2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた 2050」の宣言及び「カーボンニュートラルやまがたアクションプラン」が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

大石田町においては、2021 年 3 月に第 7 次大石田町総合計画を策定し、温暖化対策を進めてきました。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和 6 年（2024 年）4 月

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書Ⅰ国（いわゆる先進国）と非附属書Ⅰ国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものであると言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

令和3年（2021）年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

上記を踏まえ、大石田町においても、低燃費車や公共施設へのLED照明の導入を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

3. 基本的事項

(1) 目的

大石田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「大石田町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、大石田町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源・廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

大石田町事務事業編の対象範囲は、大石田町の事務・事業とします。

温室効果ガス総排出量の算定対象施設は、次のとおりとします。

表 1 温室効果ガス総排出量の算定対象とする施設

施設名	施設主管課
大石田町役場（付属車庫を含む）	総務課
町民交流センター「虹のプラザ」	教育文化課
横山地区総合センター	教育文化課
歴史民俗資料館	教育文化課
クロスカルチャープラザ※2	産業振興課
大石田保育園	保健福祉課
大石田小学校	教育文化課
大石田北小学校	教育文化課
大石田南小学校	教育文化課
大石田中学校	教育文化課
スクールバス車庫	教育文化課
学校給食センター	教育文化課

※1 町の事務・事業を行い、指定管理者等を導入していない施設から選定。

※2 指定管理者導入施設であるが、町が対象のエネルギー量を管理しているため選定。

(3) 対象とする温室効果ガス

大石田町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

(4) 計画期間

2024 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。また、計画期間から 3 年後の 2027 年度に、計画の見直しを行います。

項 目	年 度							
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
期間中の事項	基準 年度	計画 開始			計画 見直し			目標 年度
計画期間								

図 1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

大石田町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策計画及び大石田町総合振興計画に即して策定します。

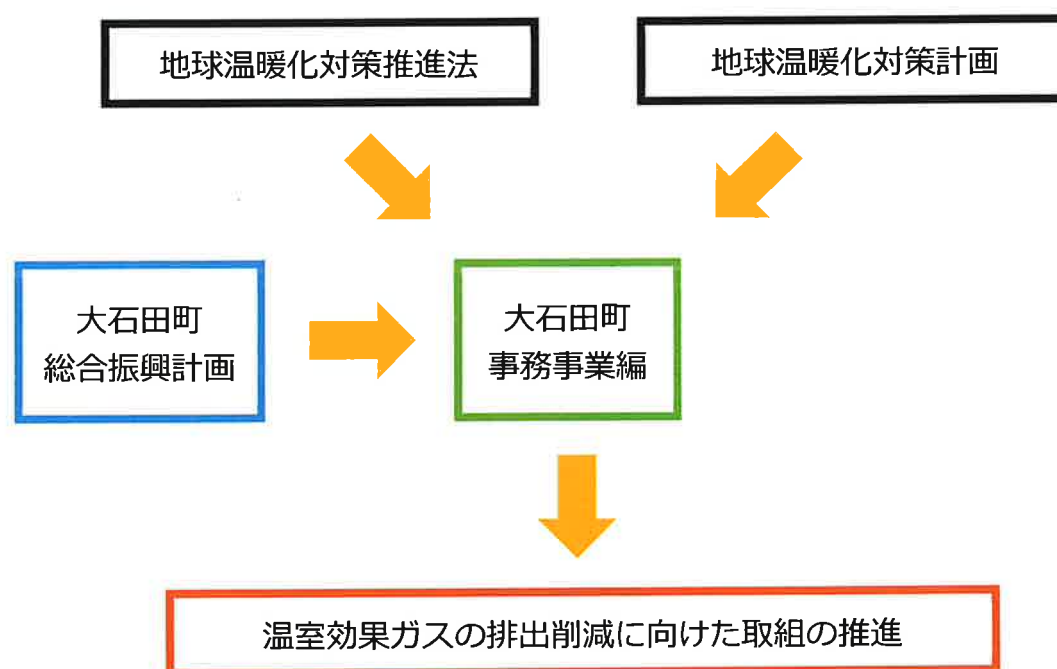


図 2 大石田町事務事業編の位置付け

4. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

大石田町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2023 年度において、1,065.6t-CO₂となっています。

エネルギー種別では、電気が全体の 63.8%を占め、次いで灯油 16.4%、重油 7.7%、液化石油ガス（LPG）5.3%、軽油 4.3%、ガソリン 2.5%となっています。

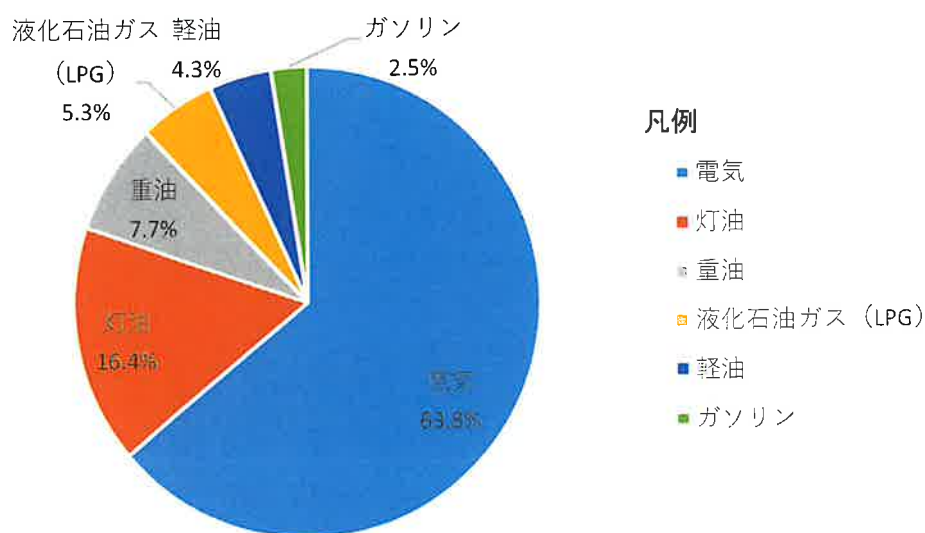


図3 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2023 年度）

表2 エネルギー種別の「使用量」「温室効果ガス排出量」

「温室効果ガス排出量（割合）」（2023 年度）

エネルギー	使用量	温室効果ガス排出量	温室効果ガス排出量（割合）
電気	1,425,638.0kWh	680.0 t-CO ₂ / kWh	63.8%
灯油	69,827.2ℓ	174.6 t-CO ₂ /ℓ	16.4%
重油	30,000.0ℓ	82.5 t-CO ₂ /ℓ	7.7%
液化石油ガス（LPG）	18,872.5kg	56.4 t-CO ₂ /kg	5.3%
軽油	17,321.4ℓ	45.4 t-CO ₂ /ℓ	4.3%
ガソリン	9,789.1ℓ	26.1 t-CO ₂ /ℓ	2.5%
合計		1,065.0 t-CO ₂	100.0%

(2) 温室効果ガス総排出量の算定方法

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項に基づき、温室効果ガスを排出させるエネルギー種別ごとに排出量を算定しています。

○温室効果ガス排出量 (t-CO₂) = 使用量 × 排出係数

表3 温室効果ガス (CO₂) 排出係数

エネルギー	排出係数	単位
電気	0.000477	t-CO ₂ /kWh
灯油	0.00250	t-CO ₂ /ℓ
重油	0.00275	t-CO ₂ /ℓ
軽油	0.00262	t-CO ₂ /ℓ
ガソリン	0.00267	t-CO ₂ /ℓ
液化石油ガス (LPG)	0.00299	t-CO ₂ /kg

※上記の表は令和6年2月環境省作成の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル (Ver5.0)」に掲載の参考値に基づき作成しています。電気使用における排出係数は、環境省 HP 掲載の電気事業者毎の排出係数一覧 (令和4年度実績) の東北電力㈱を使用しています。

(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

大石田町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、施設別に示します。

① 公共施設

町民交流センター「虹のプラザ」やクロスカルチャープラザなど、多様な方が利用する施設で CO₂ 排出量が増加しています。これらの公共施設は、利用者数の増減にかかわらず、電気や燃料の利用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

② 学校

小・中学校でのエアコン利用など、新たな電気の需要が発生しており、CO₂ 排出量が増加しています。熱中症対策などのため今後も電気の需要が続くと予想されます。また、中学校グラウンドの照明設備を LED 照明に入れ替えるなど電気の利用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

③ 公用車

公用車の走行距離増加に伴い、CO₂ 排出量が増加しています。公用車の利用頻度も増加している傾向があります。

公用車の更新に当たっては、低燃費車や電動車 (EV・FCV・PHEV・HV) へ代替することで CO₂ 排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

5. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、大石田町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

地球温暖化対策計画の温室効果ガス削減中期目標を参考に、目標年度（2030 年度）に、基準年度（2023 年度）比で 10%（106.5t-CO₂）以上削減することを目標とします。

表 4 温室効果ガスの削減目標

	基準年度（2023 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	1,065.0t-CO ₂	958.5t-CO ₂
削減量	—	106.5t-CO ₂
削減率	—	10%

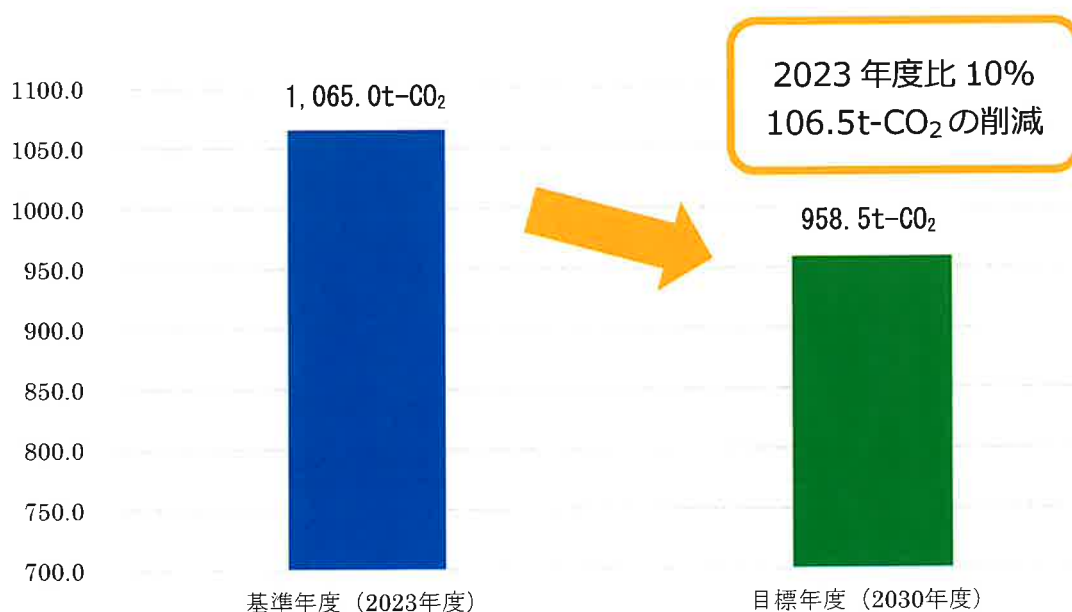


図 4 温室効果ガスの削減目標

6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

業務や健康に支障のない範囲で、以下の取組等を行います。

○照明の適正使用

- ・ 始業前や昼休み、残業時等の時間帯は、可能な範囲で照明を消灯します。
- ・ 使用及び通行頻度の少ない場所の照明は、間引き又は消灯しておき、必要時のみ点灯します。
- ・ 照明器具の汚れを落とし、明度を高めます。

○冷暖房機の適正使用

- ・ クールビズ、ウォームビズを実施し、冷暖房の過度な温度設定を控えます。
- ・ 夏季の始業前や残業時の比較的涼しい時間帯は、冷房の使用を控えます。
- ・ 使用及び通行頻度の少ない場所の冷暖房の使用を控えます。
- ・ カーテンやブラインドを活用し、直射日光や外気の流入を防ぎ、冷暖房効率を高めます。
- ・ 冷暖房機の排出口の汚れを落とし、冷暖房効率を高めます。
- ・ 冷暖房機の排出口に、物を置かないようにします。
- ・ 石油ストーブは、清掃を行い、暖房効率の良い配置になるよう工夫します。

○事務機器の適正使用

- ・ パソコンのディスプレイの明るさは控えめに設定し、昼休みや出張時等の使用しない時間帯は、消灯します。
- ・ パソコンやプリンター、複合機は、省エネモード等の省電力機能を有効に活用します。
- ・ 事務機器等は、長時間しない場合は、コンセントを抜きます。
- ・ コピーや印刷部数は、必要最低限の量に設定します。
- ・ 必要なものや、電子データが存在するもののコピーや印刷は控えます。

○公用車の適正使用

- ・ 急発進や急加速を控え、低燃費を意識したエコドライブを心がけます。
- ・ 積極的にアイドリングストップを行います。
- ・ 空調機の過度な温度設定やエアコンの使用は控えます。
- ・ 不必要な荷物を積んでの運転は控えます。
- ・ 複数人での出張時等は、乗合いで行くように心がけます。
- ・ 近距離の際は、徒歩で移動するよう心がけます。

○環境に配慮した施設や設備等の導入

- ・ 施設の新設や改修の際は、省エネ構造となるように配慮します。
- ・ 照明器具の導入や更新の際は、LED 照明や省電力タイプのものを選択します。
- ・ 冷暖房機の導入や更新の際は、低燃費で、環境に配慮したものを選択します。
- ・ 事務機器の導入や更新の際は、省電力タイプのものを選択します。
- ・ 物品購入の際は、環境に配慮され、長期間使用できるものを選択します。

（グリーン購入）

- ・ 公用車の導入の際は、低燃費車、低公害車を選択します。
- ・ 再生可能エネルギーを利用した施設や設備の導入について研究します。

○その他

- ・ 森林整備や植栽維持を行い、二酸化炭素の吸収活動の維持や向上を図ります。
- ・ 適正なごみの分別を行います。
- ・ 用紙の裏面再利用や両面印刷を心がけます。
- ・ 会議時は、パソコン等を使用し、ペーパーレス化を心がけます。
- ・ 物品等は、長時間使用できるように大切に扱います。
- ・ 大きな荷物等がない場合は、エレベーターの使用は控えます。

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

大石田町事務事業編を推進するために、町長を委員長とする「大石田町地球温暖化対策委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 大石田町地球温暖化対策委員会

町長を委員長、副町長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。大石田町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 大石田町地球温暖化対策委員会事務局

まちづくり推進課長を事務局長とし、まちづくり推進課職員で構成します。事務局は、委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

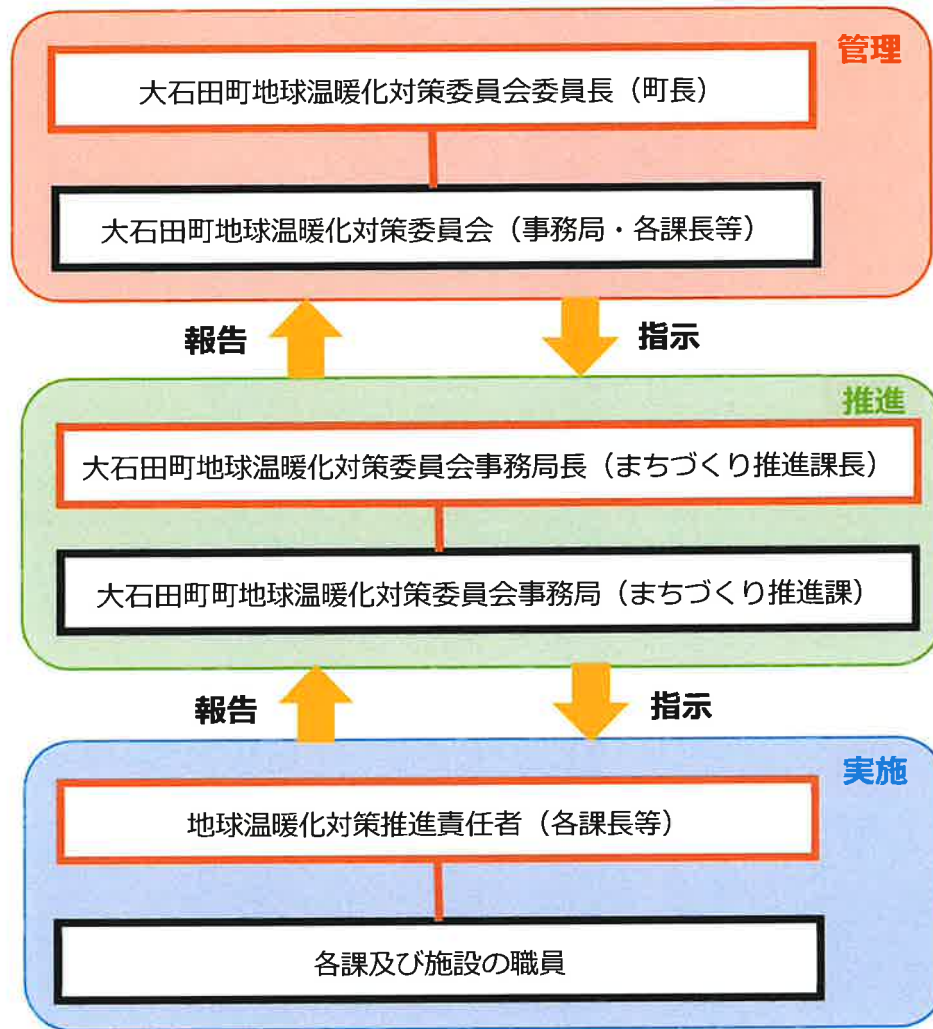


図5 大石田町事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

大石田町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、大石田町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

大石田町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して委員会に報告します。委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2026年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2027年度に大石田町事務事業編の改定を行います。

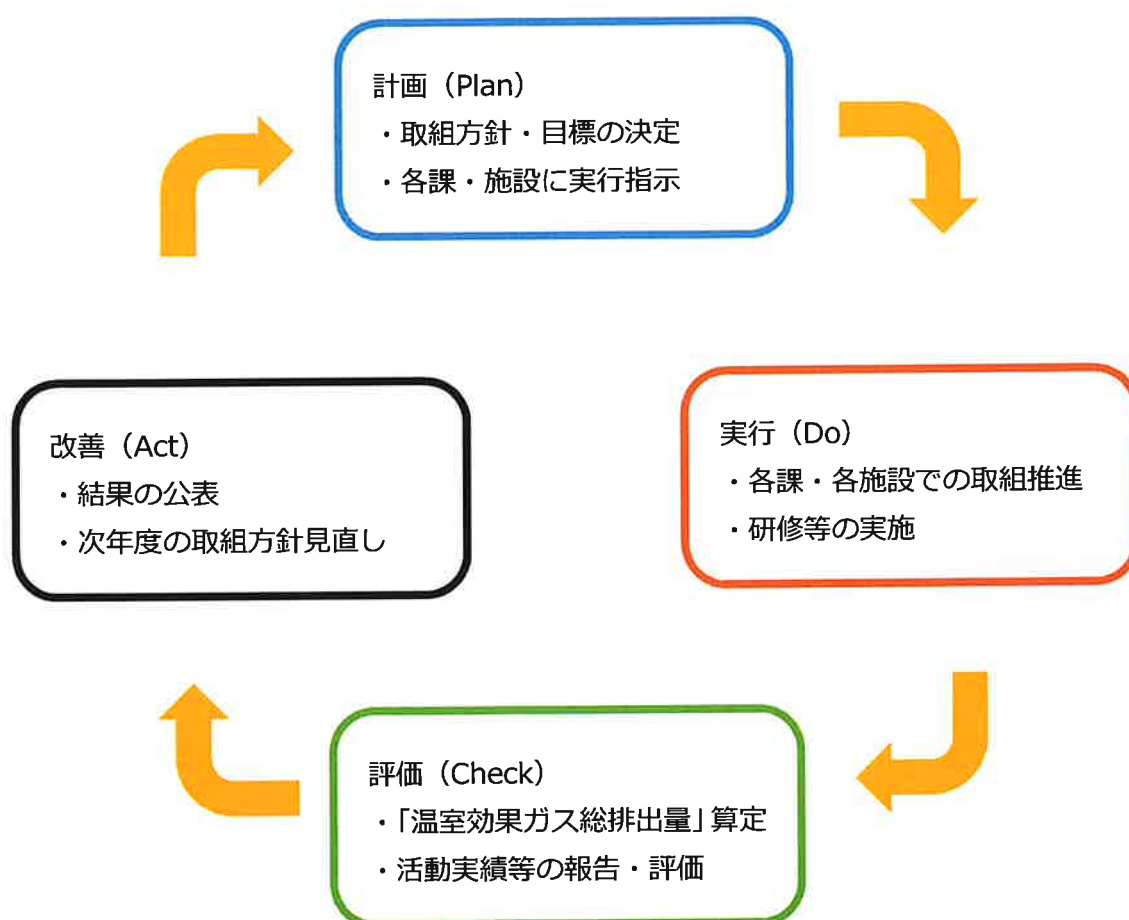


図6 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

大石田町事務事業編の進捗状況は、大石田町のホームページ等で毎年公表します。

大石田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

発行：令和6年4月

編集：大石田町まちづくり推進課

〒999-4112 北村山郡大石田町緑町1番地

TEL：0237-35-2111 FAX：0237-35-2118

e-mail：seikatu@town.oishida.yamagata.jp